

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法等の改正に伴う条例制定等の骨子について

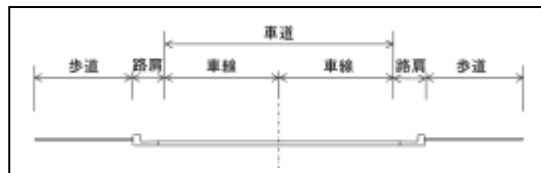
1 条例制定等の背景等

- (1) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する2つの法律（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号。以下「改革推進整備2法」といいます。）が公布され、これまで国の法律や政省令で全国一律に定められていた施設の設置基準の一部について、地方分権改革の観点から、平成24年4月1日以降は、地方公共団体が条例で定めることができるようになりました。
- (2) (1)に伴い、京都府では、府民の皆様に使いやすく、かつ、安全な施設を設置等するためにはどうすればよいか、有識者の意見等も参考に検討した結果、次の2に掲げるような基準を設定することを考えております。
- (3) なお、このパブリックコメントでは、改革推進整備2法により改正される次の法律に基づく基準について取り扱います。
- ア 道路法（昭和27年法律第180号）
- イ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

2 条例の主な内容

根拠法	京都府独自の基準	
道路法	自転車走行空間の確保	自転車と歩行者との交通事故が多発する中、自転車と歩行者を分離し、快適で安全な道路空間を創造するため、自転車走行空間の確保を目的とした幅の広い路肩※の基準を設けます。また、幅の広い路肩及び自転車歩行者道には、自転車走行位置の明示基準を設けます。
	自転車歩行者道及び歩道の幅員の見直し	人や車いすがスムーズに移動できる歩道、自転車歩行者道を整備するため、縁石、さく、標識柱など路上施設を設置するために必要な幅員を除いた、歩行者が実質通行可能な歩道幅の基準を設けます。 地域の状況に見合った歩道を整備するため、歩行者通行量が特に少ない区間などでは歩道の幅員を縮小することができる基準を設けます。
	舗装構造の見直し	降雨時の安全走行を可能にし、交通事故防止を図るとともに、歩道の水たまりを解消し快適な歩行空間を創造するため、都市部の道路に限定せず交通の状況等を勘案して、雨水を道路の路面下に浸透させる舗装とすることができる基準を設けます。

※ 路肩とは、道路の主要構造物を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分



道路法	2車線整備にとらわれない府道の1.5車線の改良基準を創設	地域の実情に見合った早期の円滑な道路整備手法である1.5車線の道路整備を推進するため、交通量の少ない山地部等の道路については、局部改良、1車線改良、2車線改良を組み合わせた整備ができる基準を設けます。
	誰もが分かりやすい標識整備	高齢化社会の進展に対応するとともに安全かつ円滑な交通を確保し、誰もが分かりやすい標識の整備を推進するため、警戒標識や府道番号を示す案内標識及び補助標識の基準寸法を、政令基準より大きくします。また、経路及び地点を示す案内標識の文字の大きさの基準寸法を、政令基準より大きくします。
	地域景観の保全の対策	地域の景観を損なう恐れがある場合には、安全性に配慮したうえで景観の保全を図るため、風致地区等景観の保全が特に必要な箇所では、標識の寸法、文字の大きさを縮小可能とします。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	より段差等の少ない歩道整備	視覚障害者へ配慮しつつ、車いすの移動がより円滑となる歩道整備を行うため、視覚障害者が歩道と車道の境界を識別できる縁石構造の場合は、横断歩道に接続する歩道と車道の段差をゼロにできる構造を規則で定めます。
	歩行者と自転車を分離し、安全な歩道整備	高齢者、障害者等の自転車との接触等を防止し、通行の安全を図るため、自転車歩行者道では、自転車と歩行者の通行区分を明示することを規則で定めます。
	その他	既に条例等で規定されている構造基準との整合を図るため、構造に関する基準の中で、京都府福祉のまちづくり条例や通達等で規定されている項目については、それらとの整合を図ります。 例) 【条例との整合を図るもの】 ・視覚障害者誘導用ブロックの設置を義務付ける場所を規則で定める。 【通達との整合を図るもの】 ・歩道内に側溝や集水桝を設置する場合の蓋は細目、滑り止め構造を規則で定める。

上表以外の技術的基準については、政令と同一の基準とします。